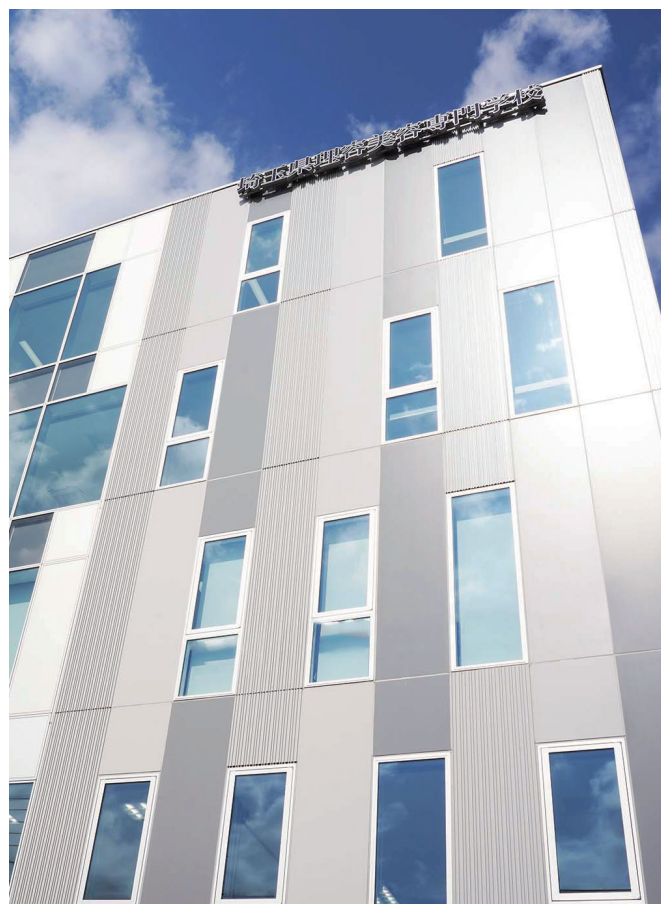


月報私学

2026
10
VOL.346

PDF版月報私学



「人を美しくする」仕事に就くために、埼玉県理容美容専門学校では充実した施設設備を活かして、ヘア・スタイルだけでなくメイク・ネイル・エステ・ブライダルなども実践的に学びます。「手に職」をつける専門学校は、知らないことを知り、できないことを「できる手」にするところ。AIには代替できない、「心のある」仕事をめざして。

写真提供 学校法人埼玉県理容美容専門学校 埼玉県理容美容専門学校（埼玉県さいたま市）

CONTENTS

- 2 令和9年度 私学助成関係予算の概算要求
- 4 令和9年度 専修学校関係予算の概算要求
- 6 令和8年度 私立大学等経常費補助金 配分方法の主な変更点等について
- 8 令和8(2026)年度 私立大学・短期大学等入学志願動向
- 10 令和8年10月からの基準利率及び年金現価率（退職等年金給付）／在職定時改定にかかる通知書の送付
- 11 令和8年度 積立共済年金・共済定期保険 後期募集
- 12 加入者貸付のご案内
- 13 職務上・通勤途上の傷病や交通事故等で受診するとき／掛金等の期限内納付及び口座振替利用のお願い／相談窓口をご利用ください
- 14 INFORMATION
- 16 宿泊施設のご案内／融資事業のご案内

令和9年度 私学助成関係予算の概算要求

文部科学省高等教育局私学部私学助成課

私学助成については、私立学校が我が国の学校教育において果たしている役割の重要性に鑑み、私立学校振興助成法に基づき、私立学校の教育研究条件の維持及び向上、学生・生徒等にかかる修学上の経済的負担の軽減を図るとともに、私立学校の経営の健全性を高めるため、その充実に努めているところです。

文部科学省としては、令和8年7月30日に閣議了解された「令和9年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」に基づき、「経済財政運営と改革の基本方針2026」、「日本成長戦略」等を踏まえた令和9年度概算要求を8月31日に財務省に提出しました。

このうち私学助成関係予算については、対前年度757億円増の4829億円を要求しています。具体的な内容については、次のとおりです。

私立大学等経常費補助

2040年にかけて、人口減少や産業構造の変化により、理工農・デジタ

ル系人材や地域の医療・介護・福祉、産業、インフラ等の維持に必要な人材が不足することが懸念されます。しかしながら、私立大学に占める理工農・デジタル系分野の学生が約2割（人社会系分野は約5割）という現在の分野構造を放置したり、また、2040年にかけて18歳人口が3割減少する中で地方の小規模大学が撤退してしまつては、こうした人材不足が一層深刻になる恐れがあります。

このため、私立大学等経常費補助の令和9年度概算要求においては、一般補助では、「強く豊かな日本」投資枠を活用し、日本の成長分野を支える理工農・デジタル系人材の育成を行う大学等への重点支援、地域の医療・介護・福祉、産業、インフラ等を支える人材の育成等を行う地方中小規模大学等への取組に応じた重点支援、物価上昇等を踏まえた教育研究基盤の維持・強化に必要な支援を行うとともに、大学院の機能強化に向けた支援の充実、教育研究の質の向上に向けたST比（専任教員一人あたり学生数）に係るメリハリある配分の強化に取り組むこととし

私立大学等の改革の推進

令和9年度要求・要望額 4,829億円（前年度予算額 4,072億円）

うち「強く豊かな日本」投資枠 325億円

[令和7年度補正予算額 153億円]



私立大学等経常費補助

3,297億円（2,987億円）

[令和7年度補正予算額 2億円]

約8割の学生が在学し、社会の各分野において活躍する専門人材を数多く輩出している私立大学等に対して、教育条件の維持向上等を図るとともに、改革に取り組む私立大学等を重点的に支援

(1) 一般補助 3,010億円（2,782億円）

私立大学等の教育研究に係る経常的経費を支援

- 日本の成長分野を支える理工農・デジタル系人材の育成等を行う大学等や地域の医療・介護・福祉、産業、インフラ等を支える人材の育成等を行う地方中小規模大学等への重点支援
- 物価上昇等を踏まえた教育研究基盤の維持・強化に必要な支援
- 大学院の機能強化に向けた支援充実
- 教育研究の質の向上に向けたST比（専任教員一人あたり学生数）に係るメリハリある配分の強化

(2) 特別補助 287億円（205億円）

特色・強みを活かして改革に取り組む大学等を重点的に支援

- 文理横断・融合教育に取り組む大学等への重点支援 39億円（新規）
数理・データサイエンス・AI教育プログラムを全学的に開講又は卒業要件上必須と位置付ける大学等に対して重点的に支援
- イノベーション創出に向けた教育研究環境整備支援 12億円（6億円）
研究力の高い私立大学等への施設・設備整備費と経常費等の一体的かつ重点的な支援
- 社会人の組織的な受入れに取り組む大学等への重点支援 32億円（2億円）
- 将来的な合併等に向けて連携に取り組む大学等への支援 7億円（新規）
- 少子化時代を支える新たな私立大学等の経営改革支援等 26億円（25億円）（一般補助＋特別補助）
将来を見据えたチャレンジや連携・統合、縮小・撤退に向けた支援の充実
- 私立大学等改革総合支援事業 103億円（103億円）（一般補助＋特別補助）
自らの特色・強みを活かした改革に全学的・組織的に取り組む大学等を支援

私立高等学校等経常費助成費等補助

1,060億円（994億円）

[令和7年度補正予算額 6億円]

私立高等学校等の教育条件の維持向上等を図るとともに、自主性に基づく特色ある質の高い教育を充実するため、都道府県による私立高等学校等の経常的経費への助成を支援

(1) 一般補助 859億円（825億円）

都道府県による私立高等学校等の経常的経費への助成を支援

- 物価上昇等を踏まえ幼児児童生徒1人当たり単価の増額
- 幼稚園教諭等の継続的な賃上げや幼児教育の質の向上のための処遇改善

(2) 特別補助 163億円（136億円）

都道府県による私立高等学校等の特色ある取組への助成を支援

- 教育の質の向上を図る学校支援経費 31億円（19億円）
次世代を担う人材育成の促進、教育相談体制の整備、外部人材等の活用推進等、教育の質の向上に取り組む私立学校を支援することにより、教員の働き方改革や多様な児童生徒等の教育機会の確保を推進
- 子育て支援推進経費 38億円（36億円）
幼稚園等における預かり保育や子育て支援活動を支援
- 幼稚園等特別支援教育経費 91億円（78億円）
幼稚園等における特別支援教育の充実

(3) 特別支援学校等への支援 38億円（34億円）

- 物価上昇等を踏まえ幼児児童生徒1人当たり単価の増額

私立学校施設・設備の整備の推進

472億円（91億円）

[令和7年度補正予算額 146億円]

(1) 安全・安心な教育環境の実現等 315億円（41億円）

- 第1次国土強靱化実施中期計画に基づく非構造物材や構造物の耐震対策、避難所機能の強化等の防災機能強化を重点支援
- 熱中症による事故を防止するため、空調設備の整備を推進
注：上記は耐震化・施設の建替え等の融資事業を実施 事業規模600億円[うち財政融資資金 286億円]
- 私立高等学校等の教育DXの推進 24億円（22億円）
- ICT教育設備・校内LANの整備を支援することにより、各私立学校の特色を活かした個別最適な学び・協働的な学びを実現

(2) 私立大学等の教育研究基盤の向上 133億円（28億円）

- イノベーション創出に向けた教育研究環境整備支援 11億円（7億円）
（研究設備、施設改修）
- 教育研究基盤（装置・設備等）の充実・強化
基盤的な教育研究設備の充実を図りつつ、日本の産業を支える理工農系人材の育成に必要な研究設備への重点支援

※単位未満四捨五入のため、計が一致しない場合がある。 ※青字は「強く豊かな日本」投資枠

（担当：高等教育局私学部私学助成課）

ており、対前年度228億円増の3010億円を要求しています。

また、特別補助では、我が国が取り組む課題を踏まえ、自らの特色を活かして改革に取り組む大学等を重点的に支援するため、対前年度82億円増の287億円を要求しています。

主な事項として、数理・データサイエンス・AI教育プログラムを全学的に開講又は卒業要件上必須と位置付け、文理横断・融合教育に取り組む大学等への重点支援（39億円）について新規で要求するとともに、将来的な合併等に向けて、教育課程の再編や合併等に向けた検討体制の整備などに連携して取り組む大学等への支援（7億円）についても新規で要求しています。

また、イノベーション創出に向けた教育研究環境整備支援について、令和8年度に採択予定の10校程度を継続して支援するとともに、新たに10校を採択するために、対前年度6億円増の12億円を要求しています。

さらに、17の戦略分野など成長分野のニーズに応じた新たな技術・知識・技能等に習熟した人材の育成に向け、社会人を受け入れ、リ・スキリング教育等に取り組む大学への支援をするために、対前年度30億円増の32億円を要求しています。

その他、「少子化時代を支える新たな私立大学等の経営改革支援」（26億円）や、「私立大学等改革総合支援事

業」（103億円）等に必要な経費を計上し、私立大学等への総合的な支援の充実を図ってまいります。

これらを含めた私立大学等経常費補助の総額は、一般会計において対前年度310億円増の3297億円を要求しています。

私立高等学校等経常費助成費等補助

私立高等学校等経常費助成費等補助は、私立の幼稚園、小学校、中学校及び高等学校に経常費助成を行う都道府県に対して、国がその一部を補助するものです。

令和9年度概算要求においては、物価上昇等を踏まえ、一般補助の幼児児童生徒一人当たり単価の増額を図るとともに、幼稚園教諭等の継続的な賃上げや幼児教育の質の向上のための処遇改善に対する支援を充実することとしています。また、特別補助では、教育相談体制整備や外部人材活用等の推進を行う高等学校等や、特別な支援が必要な幼児の受入れを行う幼稚園に対する支援等を充実することとしています。

さらに、家計急変世帯への支援等、経済的理由で児童生徒が修学を断念することのないよう、授業料減免による支援について、引き続き要求しています。このほか、過疎高等学校特別経費や、国がその教育の推進に必要な経費

の一部を補助する特定教育方法支援事業について、必要な経費を引き続き要求しています。

これらを含めた私立高等学校等経常費助成費等補助の総額は、対前年度66億円増の1060億円を要求しています。

私立学校施設・設備の整備の推進

私立学校施設・設備整備の補助は、建学の精神や特色を生かした質の高い教育研究活動の基盤となる施設・設備の整備を支援するものです。特に、東日本大震災や平成28年熊本地震、令和6年能登半島地震、さらに令和8年熊本地震などの教訓等を踏まえ、今後発生が懸念されている南海トラフ地震等に備え、早急に私立学校施設の耐震対策完了を図る必要があります。

このため、校舎等の耐震改築及び耐震補強（耐震診断費のみも対象）や非構造部材の落下防止対策等の防災機能強化など第1次国土強靱化実施中期計画に基づく安全・安心な教育環境を実現するため、施設整備等に対する支援として238億円（私立学校施設高度化推進事業費補助を含む）を要求しています。

また、私立大学等の基盤的な教育研究設備の充実や理工農・デジタル系人材の育成等に必要な研究設備への重点支援、イノベーション創出に向けた教育研究環境整備支援として、133億

円を要求しています。

さらに、持続可能な教育環境を実現するため、熱中症や温暖化に対応する空調設備の整備、光熱費高騰に対応する照明設備のLED化等の整備に対する支援として、78億円を要求しています。

そのほか、私立高等学校等ICT環境整備による教育DXの推進（端末更新含む）に対する支援として、24億円を要求しています。

これらを含めた私立学校施設・設備整備費全体としては、対前年度381億円増の472億円を要求しています。

日本私立学校振興・共済事業団の貸付事業

日本私立学校振興・共済事業団の令和9年度の貸付事業については、私立学校の老朽校舎や私立大学附属病院等の建替などの施設・設備の整備事業、災害復旧事業等に対する資金の貸付として600億円を計画しており、その財源の一部として財政融資資金286億円を要求しています。

また、日本私立学校振興・共済事業団の貸付を活用して私立学校が実施する耐震改築・改修事業や私立大学附属病院の建替整備事業、指定避難所等の機能強化整備事業に対して利子助成を行う私立学校施設高度化推進事業費補助についても、30億円を要求しています。

令和9年度 専修学校関係予算の概算要求

文部科学省総合教育政策局専修学校教育振興室

令和9年度の専修学校関係予算の概算要求では、①専修学校教育の振興に資する取組、②専修学校の教育体制及び施設整備等に関する取組の二つを柱として、多様な振興策に要する経費を要求しています。

専修学校教育の振興に資する取組

●専修学校による地域産業中核的人材養成事業

AI等のデジタル技術の活用や、大学、他の専修学校、企業等との連携など、多様な手法を取り入れた専門的・実践的な遠隔教育の高度化モデルの構築や、社会人や在職者が地理的・時間的制約を受けることなく学び直しや職業能力の向上に取り組むことが可能となる教育モデルの開発・実証を行うための予算を新たに要求しています。

また、人口減少地域において、教育の質を確保しつつ、社会や産業のニーズに応える専修学校を支援するため、地域活性化につながる取組モデルの構築のための予算を要求しています。

●専修学校の国際化推進事業

専修学校において、外国人留学生の戦略的な受入れ・在籍管理から、卒業後の円滑な就職・定着までを見据えた就職先企業との連携に関するモデルを構築するとともに、国際化に向けた体制整備を行うための予算を要求しています。

●専門学校を活用した実践的な職業人材の高度化

人口減少や産業構造の変化が進む中、各地域において必要な職業人材を継続的に育成できるよう、地域構想推進プラットフォーム等による地域の人材需要の分析も踏まえ、都道府県が作成する専門学校教育の高度化の方針に基づき、戦略17分野を中心に、専門学校における教育プログラムの開発・実施や教育内容・カリキュラムの高度化等の取組を実施するために必要な予算を要求しています。

●高等専修学校における多様な学びの保障に向けた調査研究事業

高等専修学校において、特別な配慮

を要する生徒に対し、関係機関との連携による職業教育を通じた自己有用観の醸成やキャリア形成支援を行うことを通じ、卒業後の円滑な就職や進学につながるための取組の実施及びその効果の把握・分析を実施するとともに、高等専修学校の実態など取組に当たった基礎的な情報を得るため調査を実施するための予算を要求しています。

●高等専修学校におけるDX人材育成事業

大学教育段階においてデジタル・理数分野への学部転換の取組が進む中、高等専修学校についても、ICTを活用した理系教育プログラムを開発・実施する学校に対し、必要な環境整備の経費を支援するための予算を要求しています。

●専修学校の質の向上に向けた学校評価等の推進

令和6年度に学校教育法が改正され、専門学校について、大学等との制度的整合性を高めるための措置や社会的評価の向上のための措置等が講じられました。その中でも高等教育機関として教育の質の保証を図るための措置として、専門学校に大学と同等の項目での自己点検評価の義務付けや、外部の識見を有する者による評価（第三者評価）を受けることが努力義務として定められました。

この第三者評価の実施を促進するため、第三者評価機関等の立ち上げや評価機関等における評価者育成のためのプログラムの作成、学校評価担当者向けの研修プログラムの作成や実施、学校における評価モデルの構築など、専修学校の質の向上のための予算を要求しています。

●専修学校の教育の質向上に向けた教職員研修の推進

専修学校の質の向上に向けて、研修教材の作成・研修教材の活用及び研修の実施状況調査・教職員研修の質向上に向けた伴走支援・成果発信を行うための予算を新たに要求しています。

●専修学校と地域の連携深化による職業教育魅力発信力強化事業

効果的な情報集約・情報発信の在り方について検討・検証を行い、引き続き専修学校の魅力の効率的な広報・発信を実施するための予算を要求しています。

専修学校の教育体制及び施設整備等に関する取組

●専修学校の教育体制及び施設整備等に関する取組

専修学校の防災機能や教育基盤の強化等を目的として、学校施設等の耐震化、アスベスト対策等に係る経費、教

育装置、情報処理関係設備、ICT活用等に係る経費のほか、太陽光発電の導入等の工コ改修等の学校環境改善に係る経費の一部を補助するための予算を要求しています。

その他

●**専修学校の経済的負担の軽減に資する取組**

物価上昇下において学生の生活費等が上昇している中においても、経済的な理由で学びを諦めることのないよう、引き続き、高等教育の修学支援新制度及び（独）日本学生支援機構の実施する貸与型奨学金事業の着実な実施に必要な経費を要求しています。

●**高等専修学校への修学支援に資する取組**

高校生等への修学支援については、令和8年度に、高等学校等就学支援金の所得制限を撤廃、支給上限額の拡充や高校生等奨学給付金の支援対象世帯の拡充等を実施しています。引き続き、家庭の教育費負担軽減を図るため、新たな就学支援金制度及び奨学給付金制度等を着実に実施するための経費を要求しています。



令和9年度 専修学校関係概算要求

() は前年度予算額

専修学校教育の振興に資する取組

123億円 (22億円)
※うち「強く豊かな日本」投資枠101.8億円

【次世代教育プログラムの開発】

一部新規 専修学校による地域産業中核的人材養成事業 9.1億円 (12.9億円)
社会のトレンドに対応した実践的な職業教育の高度化に向け、産業界や行政機関等と連携し、各職業分野における先導的な教育モデルの開発・実証を実施する。

- ・遠隔教育の活用による専修学校教育の高度化モデルの構築
- ・人口減少地域の職業人材を確保するための専修学校振興プログラム

一部拡充 専修学校の国際化推進事業 3.9億円 (2.9億円)
外国人留学生の戦略的な受け入れ・在籍管理から、卒業後の円滑な就職・定着までを見据えた就職先企業との連携に関するモデルを構築するとともに、国際化に向けた体制整備を行う。

【専門学校教育の高度化・実践的人材育成】

新規 専門学校を活用した実践的な職業人材の高度化 101.8億円
※うち「強く豊かな日本」投資枠101.8億円
都道府県が作成する専門学校教育の高度化の方針に基づき、戦略17分野を中心に、専門学校における教育プログラムの開発・実施や教育内容・カリキュラムの高度化等の取組を実施するために必要な経費を国が補助する。

【高等専修学校の振興】

新規 高等専修学校における多様な学びの保障に向けた調査研究事業 3.0億円
特別な配慮を要する生徒の卒業後の進路実現及び職場定着までを見据えた職業教育の機能向上に係る取組を推進し、その教育的効果を広く発信することにより、高等専修学校の認知度の向上を図る。

新規 高等専修学校におけるDX人材育成事業 1.5億円
高等専修学校についても、ICTを活用した理系教育プログラムを開発・実施する学校に対し、必要な環境整備の経費を支援する。

【専修学校の質の確保・認知度向上】

☆**専修学校の質の向上に向けた学校評価等の推進** 2.0億円 (1.6億円)
専修学校の質の向上に向けた学校評価等の取組を促進するための支援を行うとともに、専修学校の質の保証・向上に向けた取組を促進するための方策等を検討し、実施する。

新規 専修学校教育の質の向上に向けた教職員研修の推進 1.6億円
法改正により義務化された組織的な教職員研修について、分野別教材の開発、協力校における実証、研修体制構築に向けた伴走支援及び成果の全国展開までを一体的に実施する。

☆**専修学校と地域の連携深化による職業教育魅力発信力強化事業** 0.4億円 (0.4億円)
専門学校や高等専修学校が担う職業教育等の魅力発信力を強化するため、効果的な情報発信の在り方について検討・検証を実施する。

専修学校の教育体制及び施設整備等に関する取組

9.4億円 (3億円)

☆**私立学校施設整備費補助金** 6.1億円 (1.2億円)
学校施設等の耐震化、アスベスト対策等に係る経費、教育装置、ICT活用等に係る経費のほか、太陽光発電の導入等の工コ改修等の学校環境改善に係る経費を補助。

☆**私立大学等研究設備整備費等補助金** 3.3億円 (1.7億円)
授業を実施する際に必要な情報処理関係設備の整備に係る経費を補助。

その他関係予算

○**高等学校等就学支援金交付金 (内数)** 5,794億円 (5,800億円)
○**高校生等奨学給付金 (内数)** 322億円+事項要求 (322億円)
○**高等教育の修学支援新制度 (内数) (こども家庭庁計上)** 事項要求 (6,567億円)
○**日本学生支援機構の貸与型奨学金事業 (内数)** 事項要求 (919億円)
※貸与型無利子奨学金 (一般会計) 分
○**国費外国人留学生制度 (内数)** 174億円 (174億円)

(注) 四捨五入の関係で、係数は合計と一致しない。

令和8年度 私立大学等経常費補助金
配分方法の主な変更点等について

助成部 補助金課

一般補助

●「経営改革計画」の取り扱い【新規】

文部科学省から「経営改革計画」の策定を求められた法人が、計画の策定を行わなかった場合、私立大学等経常費補助金を不交付とします。なお、令和11年度以降、計画の策定がある法人においても、計画の進捗状況が不十分であり、改善が見込まれないとされた場合、状況に応じて減額等を行う予定です。

●地方中小規模大学等の取組に対する支援【変更】

地方中小規模大学等が行っている取組の実施状況に応じたメリハリある配分を実施します。具体的には、学生経費のうち地方中小規模大学等に対する単価を廃止し、取組にかかる設問内容の見直しや追加をすることで、取組の実施状況による増額の強化を図ります。

●学生納付金収入に対する教育研究経費支出及び設備関係支出の割合による増減率【変更】

増減率を算出するに当たり、「高等教育の修学支援新制度」による奨学金支出に相当する金額を、教育研究経費支出から除く取り扱いに変更します。

また、通学やキャンパス間移動等で学生が授業を受けるために用いるスクールバスにかかる経費について、教育研究経費支出及び設備関係支出がある場合においても同様に除外する取り扱いに変更します。

●学部等ごとの専任教員等の数に対する在籍学生数による増減率【変更】

財政当局の指摘を踏まえ、各区分における増減率を見直します（表参照）。

●教員経費・学生経費にかかる単価【変更】

物価上昇を踏まえ、教員経費のうち専任教員等一人当たりの単価及び学生経費のうち学生一人当たりの単価を2%増額します。また、日本産業を支える理工農系人材育成を行う大学等への重点支援の観点から、理工農系学部等及び医歯学部の学生一人当たりの単価を20%増額します。

表 学部等ごとの専任教員等の数に対する在籍学生数による増減率表

区 分	増減率 8%	6%	4%	0%	▲4%	▲6%	▲8%	▲10%	▲12%	▲14%	▲16%	▲18%
大学 学部 (医歯学部を除く)	人 ～8	人 9～11	人 12～14	人 15～17	人 18～20	人 21～23	人 24～27	人 28～31	人 32～36	人 37～43	人 44～50	人 51～
大学 学部 (医学部)	～0.6	～0.7	～0.8	0.9～1.0	1.1～1.3	1.4～1.6	1.7～1.9	2.0～2.1	2.2～2.4	2.5～2.7	2.8～3.1	3.2～
大学 学部 (歯学部)	～1.1	1.2～1.5	1.6～1.9	2.0～2.3	2.4～2.7	2.8～3.1	3.2～3.6	3.7～4.2	4.3～4.9	5.0～5.7	5.8～6.6	6.7～
短大・高専 学 科	～4	5～6	7～8	9～10	11～12	13～14	15～18	19～23	24～28	29～35	36～44	45～
大学院大学 研究科	～1.9	2.0～2.1	2.2～2.3	2.4～2.5	2.6～2.7	2.8～3.2	3.3～4.2	4.3～5.2	5.3～6.9	7.0～8.9	9.0～11.9	12.0～

●教育の質にかかる客観的指標

・厳格かつ適正な成績管理の実施・公表
表【設問の追加】

財政制度等審議会における教育の質の実態にかかる指摘を踏まえ、単位の授与等を行う場合、後期中等教育（高等学校）以前の教育内容のみの授業計画となっていないこと、学修の到達目標や成績評価の方法などが全授業科目のシラバス等に明記され、ホームページ等で公表していること等を要件とする設問を新たに設けます。

●学生の学修実態等の把握【設問の変更】

7年度に、文部科学省が実施している「全国学生調査」に対応した設問内容へ変更していますが、全国学生調査の本格実施に伴い、文部科学省の要請を踏まえ、設問内容を変更します。

特別補助

●補助項目の廃止【廃止】

「数理・データサイエンス・AI教育の充実」、「DXによる教育の質的転換支援」及び「海外からの学生の受入れ」を廃止します。

●大学等の教育研究環境の国際化【変更】

補助要件の取組のうち、「外国人留学生等もしくは派遣学生を対象とした奨学金制度の整備」と「日本語教育の授業科目等の開講」について、実施率

を踏まえ廃止します。また、各取組の配点を増加し、合計点に乘じる単価の引き上げ等を予定しています。各取組の配点の増加に伴い、申請における必要最低点を、大学院大学を含む大学は前年度の10点から12点、短期大学・高等専門学校は同8点から10点に引き上げます。

●大学院における研究の充実【変更】

「若手研究者支援」について、若手研究者の研究環境充実に関する新規の取組を追加します。また、「若手研究者支援」及び「女性研究者支援」に加え、「学部から大学院への定員シフト」と「研究機器等の共用」の取組で構成する新規の指標を追加します。

●大学院生に対する授業料減免事業等支援【変更】

補助対象となる学生について、「経済的に修学困難な学生」に加え、「日本学術振興会における特別研究員に採用された学生」を追加します。

私立大学等改革総合支援事業

未来を支える人材を育む特色ある教育の推進や高度研究を実現する体制・環境の構築、地域と連携した取組や大学間、自治体等とのプラットフォーム形成等を通じた地域社会への貢献、産学連携の強化等を通じた社会実装の推

進など、自らの特色・強みや役割の明確化・伸長に向けた改革に全学的・組織的に取り組む大学等を重点的に支援します。

●タイプ1「Society5.0の実現等に向けた特色ある教育の展開」

(105校程度)

- ・未来を支える人材育成のための教育機能の強化を促進します。
- ・高大接続改革への取組を支援します。

●タイプ2「特色ある高度な研究の展開」

(45校程度)

- ・特色ある研究の高度化・強化に向けた大学等の機能強化を促進します。

●タイプ3「地域社会の発展への貢献」

115校程度

(20～40グループ含む)

- ・地域の経済・社会、産業、文化等の発展に寄与する取組を支援します。
- ・大学間、自治体・産業界等との連携を進めるためのプラットフォーム形成を通じた、地域と大学等双方の発展に向けた取組を支援します。

●タイプ4「社会実装の推進」

(40校程度)

- ・産業連携本部の強化や企業との共同研究・受託研究、知的財産・技術の実用化・事業化、産業界と連携した社会実装の推進に向けた取組を支援

します。

●全タイプ共通

【主な変更点】

- ・7年度において実施率の高かった設問等について、配点の見直し、内容や選択肢の高度化をします。また、一部の設問については基礎要件に移行します。
- ・中央教育審議会の議論、政府施策の動向等を踏まえ新規設問を設定します。

●タイプ2

【新規の設問】

・外為法に基づく取組の実施

外国為替及び外国貿易法に基づき、「留学生や研究者等の卒業や退職時に規制貨物の持ち出しがないよう出口管理しているか」や「組織内での管理意識の向上を目的として、すべての専任教職員を対象とした研修を実施しているか」等、担当部署の設置や内部規程の策定をした上で、安全保障貿易にかかる機微技術管理や研修の実施を評価します。

●タイプ4

【設問の移行】

・産学連携に関した副学長の配置

昨年度まで設問としていた「産学連携副学長の配置」について、取組の促進を実施率により確認できたことから、基礎要件に移行します。

イノベーション創出に向けた私立大学等の教育研究環境整備支援

科学技術・イノベーション人材の育成強化を図るため、研究力の高い私立大学等への施設・設備整備費と経常費の一体的かつ重点的な支援により、最先端の「知」を生み出し、日本の競争力を高める拠点機能を強化します。経常費補助については、原則5年間、継続的に支援します。

問い合わせ先（私学振興事業本部）

助成部 補助金課
一般補助

補助金第一係

☎03(3230)7304～7307

補助金第二係

☎03(3230)7300～7303

特別補助

特別補助第一係

☎03(3230)7308～7311

特別補助第二係

☎03(3230)7312～7314

私立大学等改革総合支援事業

☎03(3230)7308～7314

イノベーション創出に向けた私立大学等の教育研究環境整備支援

☎03(3230)7294～7296

✉hojokin@shigaku.go.jp

令和8（2026）年度
私立大学・短期大学等入学志願動向

私学経営情報センター 私学情報室

私学事業団では、今年度実施した

「令和8年度学校法人基礎調査」の
データを基に、私立大学及び短期大学
の入学志願動向を集計し、「令和8

（2026）年度私立大学・短期大学等

入学志願動向」にまとめました。本調
査にご協力いただいた学校法人の皆様
に厚く御礼を申し上げます。

ここでは、7年度と8年度の入学定
員・志願者数・入学定員充足率などの
概況、学校所在地の地域別の動向、直
近10年の入学定員充足状況について説
明します。なお、本集計では、通信教
育及び学生募集を停止した学校・学
部・学科・研究科は除いています。

詳しくは、私学事業団ホームページ
〔助成業務のご案内〕経営支援・情報提
供▼私立大学・短期大学等入学志願動
向」をご覧ください。

大学の概況（表1）

8年度の集計学校数は595校で、
前年度より1校増加しました。入学定
員は2173人減少し、志願者数は36
万305人、受験者数は34万1809
人増加しました。入学者数は3441
人の増加となり、昨年度に引き続き51

万人を上回りました。

この結果、入学定員充足率は1・13
ポイント上昇し、102・74%となり
ました。

表1 大学の概況

区 分	7年度	8年度	増 減
集計学校数(校)	594	595	1
入 学 定 員(人)	502,752	500,579	△ 2,173 (△0.4%)
志 願 者 数(人)	3,956,823	4,317,128	360,305 (9.1%)
受 験 者 数(人)	3,780,031	4,121,840	341,809 (9.0%)
合 格 者 数(人)	1,465,690	1,430,399	△ 35,291 (△2.4%)
入 学 者 数(人)	510,836	514,277	3,441 (0.7%)
志 願 倍 率 _{※1} (倍)	7.87	8.62	0.75ポイント
合 格 率 _{※2} (%)	38.77	34.70	△4.07ポイント
歩 留 率 _{※3} (%)	34.85	35.95	1.10ポイント
入学定員充足率 _{※4} (%)	101.61	102.74	1.13ポイント

※1 志願倍率(志願者数÷入学定員) ※2 合格率(合格者数÷受験者数)
※3 歩留率(入学者数÷合格者数) ※4 入学定員充足率(入学者数÷入学定員)

●地域別の動向（表2）

三大都市圏の入学定員充足率は、前
年度より0・85ポイント上昇して10
4・03%、その他の地域では2・04ポイ
ント上昇して98・34%となり、6年連続
で、三大都市圏の充足率がその他の地
域の充足率を上回りました。

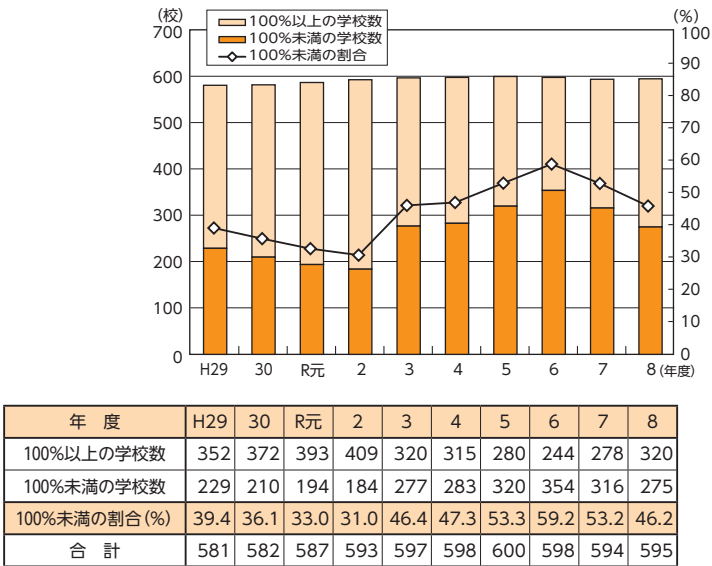
表2 地域別の動向（大学）

区 分	集計学校数		志願倍率		入学定員充足率	
	7年度	8年度	7年度	8年度	7年度	8年度
北海道	校 24	校 24	倍 3.18	倍 3.21	% 99.76	% 96.20
東 北 (宮城を除く)	22	21	2.07	2.28	85.57	89.09
宮 城	12	12	3.37	3.59	98.62	101.00
関東(埼玉、千葉、 東京、神奈川を除く)	24	24	3.71	3.91	103.06	96.42
埼 玉※	25	25	4.70	5.06	96.83	99.47
千 葉※	26	26	12.08	12.35	96.71	101.87
東 京※	115	114	9.58	10.31	104.91	104.36
神奈川※	27	27	5.17	6.18	101.05	101.29
甲信越	23	23	2.23	2.32	96.26	96.65
北 陸	12	12	3.70	4.11	92.70	97.68
東 海 (愛知を除く)	21	22	3.18	3.37	90.52	98.04
愛 知※	45	44	7.83	8.86	103.62	105.31
近畿(京都、大阪、 兵庫を除く)	14	14	2.89	3.12	82.38	86.73
京 都※	26	25	10.68	12.09	102.23	104.12
大 阪※	51	52	10.31	11.88	105.06	106.62
兵 庫※	27	27	7.20	7.46	96.88	100.82
中 国 (広島を除く)	21	21	2.64	2.93	82.85	89.34
広 島	14	14	3.63	4.08	92.48	94.03
四 国	10	10	2.28	2.37	84.67	85.18
九 州 (福岡を除く)	28	29	2.50	2.68	101.25	104.14
福 岡	27	29	6.67	7.26	106.95	110.54
合 計	594	595	7.87	8.62	101.61	102.74
三大都市圏 (※の地域)	342	340	9.12	10.01	103.18	104.03
その他の地域	252	255	3.64	3.92	96.30	98.34

●入学定員充足状況（図1）

直近10年の状況を見る
と、平成29年度の入学定員
充足率100%未満の学校
は229校で、全体の39・
4%でした。その後、10
0%未満の学校数は平成28
年度からの定員管理の厳格
化等により、減少が続いて
いましたが、令和3年度か
ら増加傾向となり、6年度
は354校、全体の59・2%
まで上昇しました。8年度
は、前年度より41校減少し、
275校となり、全体に占
める割合も7・0ポイント下
降し、46・2%となりました。

図1 直近10年の入学定員充足状況（大学）



短期大学の概況（表3）

8年度の集計学校数は228校で、前年度より21校減少しました。入学定員は5873人、志願者数は690人、受験者数は754人減少しました。また、入学者数は1716人の減少となりました。

この結果、入学定員充足率は8.14ポイント上昇し、81.98%となりました。

表3 短期大学の概況

区 分	7年度	8年度	増 減
集計学校数(校)	249	228	△ 21
入学定員(人)	38,038	32,165	△ 5,873 (△15.4%)
志願者数(人)	35,236	34,546	△ 690 (△2.0%)
受験者数(人)	34,652	33,898	△ 754 (△2.2%)
合格者数(人)	32,315	30,545	△ 1,770 (△5.5%)
入学者数(人)	28,086	26,370	△ 1,716 (△6.1%)
志願倍率※1(倍)	0.93	1.07	0.14ポイント
合格率※2(%)	93.26	90.11	△3.15ポイント
歩留率※3(%)	86.91	86.33	△0.58ポイント
入学定員充足率※4(%)	73.84	81.98	8.14ポイント

※1 志願倍率(志願者数÷入学定員) ※2 合格率(合格者数÷受験者数)
※3 歩留率(入学者数÷合格者数) ※4 入学定員充足率(入学者数÷入学定員)

●地域別の動向（表4）

三大都市圏の入学定員充足率は、前年度より6.84ポイント上昇して81.54%、その他の地域では9.2ポイント上昇して82.34%となり、2年ぶりに、その他の地域の充足率が、三大都市圏の充足率を上回りました。

表4 地域別の動向（短期大学）

区 分	集計学校数		志願倍率		入学定員充足率	
	7年度	8年度	7年度	8年度	7年度	8年度
北海道	校11	校8	倍0.87	倍1.02	%73.95	%80.19
東北 (宮城を除く)	17	16	0.66	0.80	60.93	72.54
宮 城	5	5	0.87	0.88	78.63	80.28
関東(埼玉、千葉、 東京、神奈川を除く)	13	12	0.86	1.01	68.65	80.22
埼 玉※	10	10	0.65	0.74	62.22	69.62
千 葉※	6	6	0.75	0.92	71.01	84.88
東 京※	30	27	0.89	1.01	67.78	71.50
神奈川※	10	8	0.83	0.86	71.94	75.02
甲信越	15	13	0.79	1.08	70.02	85.14
北 陸	6	6	0.91	0.95	73.75	75.92
東 海 (愛知を除く)	13	13	0.84	1.15	74.72	85.65
愛 知※	14	13	0.84	0.95	69.34	75.87
近畿(京都、大阪、 兵庫を除く)	6	4	1.25	1.70	78.82	92.11
京 都※	7	6	1.24	1.71	88.51	110.57
大 阪※	19	19	1.39	1.64	88.30	98.45
兵 庫※	12	9	1.00	0.96	81.67	81.73
中 国 (広島を除く)	11	11	0.85	0.94	70.81	80.98
広 島	3	3	0.95	0.95	84.17	83.33
四 国	11	11	0.89	1.01	69.41	79.69
九 州 (福岡を除く)	16	14	0.98	1.11	78.83	88.62
福 岡	14	14	0.94	1.04	75.65	82.02
合 計	249	228	0.93	1.07	73.84	81.98
三大都市圏 (※の地域)	108	98	0.98	1.11	74.70	81.54
その他の地域	141	130	0.88	1.04	73.14	82.34

●入学定員充足状況（図2）

直近10年の状況を見ると、平成29年度の入学定員充足率100%未満の学校は204校で、全体の67.1%でした。その後、100%未満の学校数は増減を繰り返して、8年度は前年度より44校減少し176校となりました。また、全体に占める割合も11.2ポイント下降し、77.2%となりました。

図2 直近10年の入学定員充足状況（短期大学）

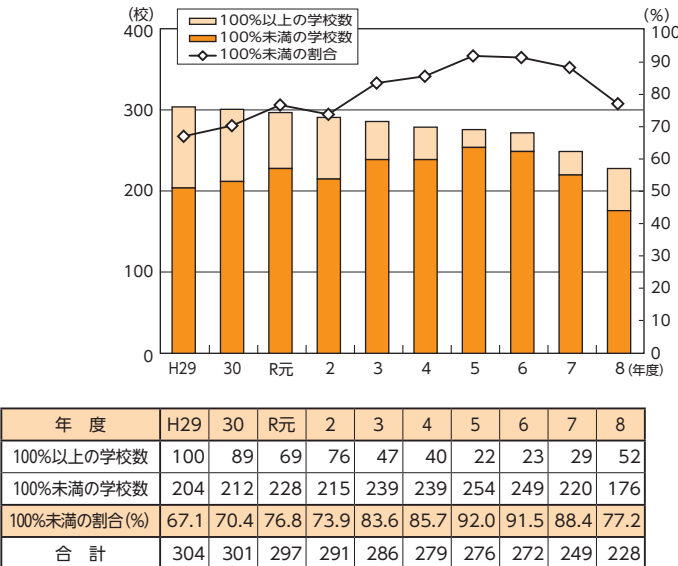


表5 大学院の概況

区 分	修士課程及び 博士前期課程、 専門職学位課程	うち法科 大学院	うち専門職大 学院（法科大 学院を除く）	博士課程及び 博士後期課程
集計学校数(校)	474	17	42	324
入学定員(人)	44,539	1,106	4,869	8,583
志願者数(人)	82,969	10,071	9,362	6,335
受験者数(人)	77,419	8,917	8,949	6,236
合格者数(人)	46,183	2,192	5,980	5,233
入学者数(人)	40,231	1,007	5,316	5,007
志願倍率※1(倍)	1.86	9.11	1.92	0.74
合格率※2(%)	59.65	24.58	66.82	83.92
歩留率※3(%)	87.11	45.94	88.90	95.68
入学定員充足率※4(%)	90.33	91.05	109.18	58.34

※1 志願倍率(志願者数÷入学定員) ※2 合格率(合格者数÷受験者数)
※3 歩留率(入学者数÷合格者数) ※4 入学定員充足率(入学者数÷入学定員)

大学院の概況（表5）

8年度の入学者数は、修士課程及び博士前期課程、専門職学位課程で4万231人となり、うち法科大学院は1007人、専門職大学院（法科大学院を除く）は5316人となりました。また、博士課程及び博士後期課程は5007人となりました。

問い合わせ先（私学振興事業本部）

私学経営情報センター 私学情報室

☎ 03（32330）7852・7853

✉ portrait@shigaku.go.jp

令和8年10月からの基準利率及び年金現価率（退職等年金給付）

数理統計室

退職等年金給付とは

退職等年金給付は、加入者と学校法人等が折半で掛金を負担する積立方式の年金制度です。

具体的には、退職等年金給付掛金を負担することにより積み立てられた財源とこれに対する毎月の利子（基準利率に基づく複利）を原資（※1）とし、その原資と年金現価率（※2）に基づき年金額が決められます（図参照）。

※1 原資（給付算定基礎額）の半分を終身退職年金算定基礎額、半分を有期退職年金算定基礎額といいます。

※2 給付算定基礎額を1年分の年金額に換算するための率で、終身年金現価率と有期年金現価率があります。

基準利率等の設定方法

毎年10月から適用する基準利率は、その年の9月30日までに見直しを行い、国債の利回り（10年国債応募者平均利回りの直近1年間又は5年間の平均のいずれか低い率）を基礎として、積立金の運用の状況及びその見直し並びに国家公務員共済組合の基準利率を

勘案して設定することとされています。また、年金現価率は、基準利率や死亡率を勘案し、設定することとなっています。

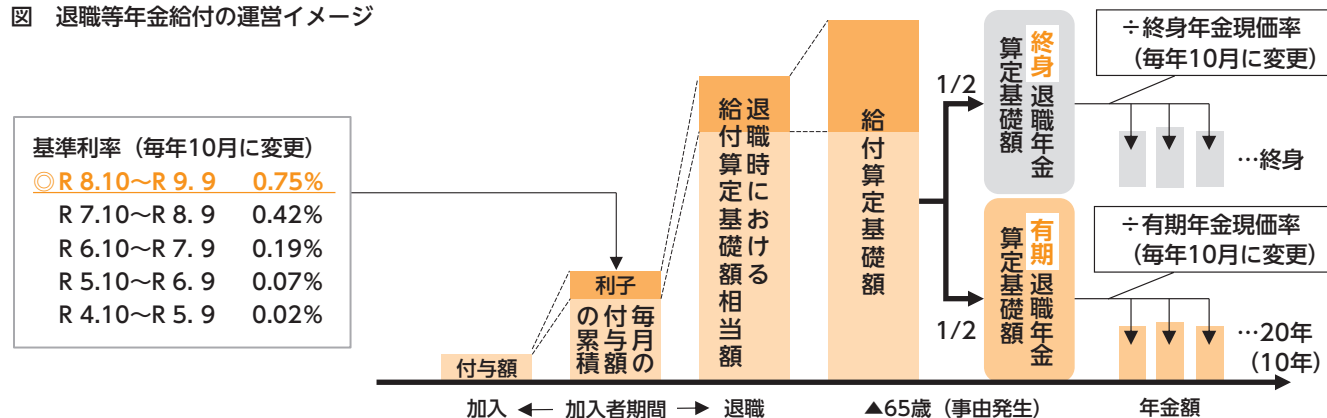
令和8年10月からの
基準利率は0・75%

8年10月から適用する基準利率は基礎となる国債の利回りが0・7451%であったことを踏まえ、これまでの0・42%から0・74%に見直し、令和5年財政再計算結果を踏まえた剰余の処理として0・01%の加算率を加え、0・75%に設定します。

また、基準利率や死亡率の見直しに伴い、年金現価率も変更となりました。年金現価率は、私学共済ホームページ「私学共済事業のご案内」年金等給付▼年金等給付の概要▼退職等年金給付▼をご覧ください。

見直し後の年金現価率による8年10月からの退職年金の額は、対象者宛てに12月上旬に発送する年金額改定通知書でお知らせします。

図 退職等年金給付の運営イメージ



在職時改定にかかる通知書の送付

年金部

毎年基準日（9月1日）時点で被保険者である65歳以上の年金受給権者の老齢厚生年金の額は、前年9月から当年8月までの被保険者期間を算定基礎として、毎年10月に改定します。

なお、改定後の年金額の送金は、12月定期支給（10・11月分）からです。

対象となる人

次のすべてを満たしている人が対象です。

- ・65歳以上であること
- ・老齢厚生年金の受給権者であること
- ・9月1日時点で厚生年金被保険者（加入者）であること

手続き等

私学事業団で管理している被保険者記録に基づき、自動的に年金額の改定処理を行いますので、年金受給権者が手続き等を行う必要はありません。

送付時期・送付物

対象者には10月下旬に「改定・支給年金額変更通知書（期間改定）」にて、改定後の年金額等をお知らせします。

注 在職中は、「年金＋賃金」の月額が一定の金額（65万円）を超えると年金額の一部又は全部が支給停止となります。

令和8年度 積立共済年金・共済定期保険 後期募集

福祉部 貯金・貸付課

募集期間 令和8年11月2日(月)～30日(月) 私学事業団必着

積立共済年金(つみきょう) ～ゆとりあるセカンドライフのために～

- 年金にプラスアルファがあったら
 - 日常の生活費は大丈夫かしら
- そんなあなたに

積立共済年金がおすすめ

- 積立金を年金や一時金として受け取れます
- 予定利率は約**1.25%**
令和8年10月1日現在(将来変動することがあります)
- 掛金は月々**2,000円**(2口)～
- 所得控除**が受けられます

問い合わせ先

私学事業団貯金・貸付課貯金係 ☎03(3813)5321 (代表)
月～金曜日(祝日及び年末年始を除きます) 9時～17時15分

税制適格コース

- 満65歳までに10年以上掛金を積み立て
- 退職(脱退)時、年金・一時金を選択
- 個人年金保険料控除の対象



積立共済年金

自由選択コース

- 満65歳までに2年以上掛金を積み立て
- 退職(脱退)後、年金・医療保険・終身保険及び一時金から複数選択可能
- 一般の生命保険料控除の対象

▶両コースとも積立金増額のため「加入時一時払」「中途一時払」「退職(脱退)時一時払」の取り扱いができません。

募集リーフレットは、10月下旬に学校法人等宛てに送付します。加入者への配付をお願いします。

共済定期保険(きょうさいていき) ～自助努力による保障づくりをサポート～

- 家族みんなで加入したいけど、どの保険に入ればよいか分からない
 - 手頃な保険料で入れる保険があったら
- そんなあなたに

共済定期保険がおすすめ

- 入院、手術、3大疾病、長期休業及び死亡を保障(保険料掛け捨て)
- 加入手続きが簡単で、**手頃な保険料**
- 所得控除**が受けられます
- 1年ごとに収支計算し、剰余金があれば、**配当金として還付**

【令和7年度配当率】

家族年金コース・学校加入コース	38.07%
医療保障コース	48.78%

問い合わせ先

共済定期保険専用ダイヤル ☎0120(716)267
月～金曜日(祝日及び年末年始を除きます) 9時～17時15分

個人加入コース

- 家族年金コース(主契約)**
死亡又は高度障害に対応



共済定期保険

(家族年金コースへの加入が条件)

- 医療保障コース**
病気やケガによる連続5日以上入院に対応
- 医療費支援コース**
病気やケガによる日帰り入院に対応
- 3大疾病保障コース**
がん・急性心筋梗塞・脳卒中に加え、7大疾病や上皮内新生物にも対応
- 長期休業補償コース**
病気やケガによる60日(免責期間)を超える休業期間に対応

学校加入コース 福利厚生制度におすすめ

学校法人等が保険料を負担し、加入者への福利厚生として死亡又は高度障害に対応

募集パンフレットは、10月下旬に学校法人等宛てに送付します。加入者への配付をお願いします。

共済定期保険について、より詳しく知りたい教職員を対象に学校を訪問して説明を行います。
ご希望の場合は貯金・貸付課貯金係までお申し出ください。

○共済定期保険の継続年齢延長(最長80歳まで)

共済定期保険では、本制度に1年以上加入している人は、退職(又は任継続加入者の資格を喪失)後も最長70歳まで自動継続(手続き不要)としていましたが、令和8年度(7年度後期募集)から、本制度に1年以上加入している人は、脱退の申し出がない限り、最長80歳まで自動継続(手続き不要)となります。詳しくは、10月中旬から下旬に学校法人等宛てに送付するパンフレット等の後期募集資料をご覧ください。

加入者貸付のご案内

福祉部
貯金・貸付課

加入者の皆さんが臨時に資金を必要とするときにその資金をお貸しします。目的に応じて6種類の貸付けがあります。

一般 臨時の資金に ▶ 貸付金額 標準報酬月額6か月分まで (最高200万円) ▶ 生活資金、借入金の返済などは対象となりません。	教育 入学費用・授業料に ▶ 貸付金額 標準報酬月額12か月分まで (最高500万円) ▶ おおむね1年以内に必要とする教育資金が対象となります。	結婚 結婚費用に ▶ 貸付金額 標準報酬月額6か月分まで (最高200万円) ▶ 婚姻日又は挙式日の前後6か月以内に申し込みをしてください。
住宅 住宅の購入、リフォーム費用に ▶ 貸付金額 申し込み時点での退職手当金額+上乗せ額まで (最高2,000万円) ▶ 半年払償還併用可 ▶ 申し込みの際に、団体信用生命保険(注1)に加入できます。	災害 被災後の資金に ▶ 貸付金額 標準報酬月額6か月分まで (最高200万円) ▶ 災害発生日以後、1年以内に申し込みをしてください。	医療・介護 5日間以上の入院又は介護施設利用に ▶ 貸付金額 標準報酬月額6か月分まで (最高200万円) ▶ 入院後又は介護施設入所・利用後6か月以内に申し込みをしてください。

注1 「団体信用生命保険」は、住宅貸付を借り受けている加入者が、償還途中で死亡又は所定の高度障害状態になった場合、生命保険会社が本人に代わって貸付金残高を支払う制度です。少額な保険料で残された家族の生活の安定を図ることができます。

注2 被災により住宅工事等の資金が必要な場合、「特例住宅貸付」(年利0.25～1.26%、固定金利)を利用できます。

貸付共通事項

1 貸付けの申し込みができる人

加入者期間が引き続き1年以上ある加入者
(住宅貸付は、年金等給付の加入者期間が引き続き5年以上ある加入者)

注 特定教職員等及び任意継続加入者は、申し込むことができません。

2 貸付けの利率

変動金利 年利2.26% (令和8年10月1日現在)

注 令和8年11月1日から変動金利の貸付けは年利2.76%に変わります。

* 災害貸付は年利0.25～1.00% (固定金利)

3 貸付けの申し込み手続き

- 貸付けの申し込み手続きは、すべて学校法人等を通して行ってください。
- 申し込み締め切りは毎月15日(必着)で、送金日は翌月2日となります。
- 毎月16日から月末までに申し込んだ場合、希望により翌月22日送金も行っていますので22日送金を希望する場合は、貸付申込書右下の「貸付送金日」欄の「22日」を○印で囲んでください。

注 申し込みは、提出書類が不備のない状態で到着した場合に限り有効です。余裕をもって提出してください。

4 申し込み時の注意

- 借り換えが頻繁な場合や貸付残高が多額の場合などは、審査時に償還の確実性を確認するために、追加書類の提出を求められることがあります。
- 学校法人等は、加入者が確実に償還ができることを確認のうえ、代表者印を押印してください。

5 貸付けの償還

- 返済(元利均等償還)は、毎月、定期償還額を学校法人等が報酬等から控除します。
- 償還途中に、貸付金額の全部又は一部を任意に償還することができます。
- 加入者の資格喪失時は、一括全額返済(即時償還)となります。退職手当を支払う場合は、学校法人等が控除し、償還額に充ててください。

詳しくは、私学共済ホームページ(私学共済事業のご案内▶福祉事業▶加入者貸付)をご覧ください。

加入者貸付のメリット

- ① お得な低利率
- ② 申し込み時の手数料及び担保・保証人が不要
- ③ 任意償還(繰上返済)時の手数料が無料
- ④ 団体保険料は令和8年4月から貸付金額1万円当たり3.30円から3.27円に下がり、よりお得になりました(住宅貸付のみ)

職務上・通勤途上の傷病や交通事故等で受診するとき

業務部 短期給付課

職務上や通勤途上の災害の場合

病気やケガの原因が職務上や通勤途上の災害の場合は、労働者災害補償保険法の適用となり、マイナ保険証等を利用して保険診療を受けることはできません。受診の際に医療機関等へ職務上や通勤途上の災害であることを伝え、後日、学校法人等を通して所轄の労働基準監督署に届け出てください。

交通事故等にあった場合

加入者等が交通事故などにより第三者（相手方）からケガをさせられた場合でも、その事故が職務上や通勤途上の災害によるものでなければ、原則、マイナ保険証等を使って保険診療を受けることができます。

しかし、この場合の治療費は、本来相手方が負担すべきものを、私学事業団が一時的に立て替えていることになるため、後日、本事業団から相手方（相手方が加入している保険会社など）に請求するための届け出が必要です。

マイナ保険証等を使って保険診療を受ける際には、必ず事前に業務部短期給付課に連絡してください。

●警察への届け出は「人身事故」扱いで

道路交通法による事故届には「人身事故」と「物件事故」がありますが、「人身事故」の届け出をしてください。「物件事故」では負傷はなかったとみなされ、自賠責保険が支払われないこともあるため、「人身事故証明書」入手不能理由書」の追加提出が必要です。

●示談は慎重に

示談は私的な解決方法ですが、示談が成立すれば、民法上の和解契約（第695条）として法的な拘束力を持ちます。安易に示談をして本事業団の損害賠償請求権を消滅させてしまうと、立て替えた治療費は加入者から返還していただくことがあります。

示談の際には、「私学事業団が一時的に立て替えた保険診療分は私学事業団から請求があり次第、責任をもって加害者が弁償する」旨を示談書に明記するようお願いします。

●このような事故も連絡が必要です

- ・加入者等が同乗していた車の自損事故（家族が運転していた場合も同様）
 - ・駐停車中、後方から走ってきた車に追突された事故
 - ・自転車同士や自転車と歩行者の事故
 - ・他人の飼っている動物による負傷
 - ・スキー等滑走中の衝突事故
- 加入者等が加害者である（加入者等が一方的に悪い）場合も、必ず業務部短期給付課まで連絡してください。

掛金等の期限内納付及び口座振替利用のお願い

業務部 掛金課
福祉部 貯金・貸付課

学校法人等は、毎月の掛金等及び貸付金の定期償還金を期限内に私学事業団に納付することが法令等で定められています。万一、期限を過ぎて納付した場合は、延滞金の負担が生じることがあります。

掛金等及び貸付金の定期償還金は期限までに納付してください。

●口座振替をご利用ください

毎月の掛金等の納付及び貸付金の定期償還は、口座振替（自動引き落とし）を利用してください。安全、確実で手数料がかからず、納付忘れ等の心配がなく、法人等確認書類も不要で便利です。手続きに必要な「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」（※）は、本事業団又はガーデンパレス共済業務課までFAXで請求してください（掛金等の納付と貸付金の定期償還は別用紙です）。

なお、積立貯金は口座振替ができませんのでご了承ください。

※ 用紙の「金融機関確認」欄に取引金融機関の確認印がなくても受け付けます。金融機関への手続きは、本事業団が行いますので、学校法人等で必要事項を記入のうえ本事業団に提出してください。

相談窓口をご利用ください

共済業務にかかる各種相談、年金の試算及び証明書の交付などは、共済事業本部のほか、ガーデンパレス（東京・京都を除きます）の共済業務課でも行っています。

受付
時間

月～金曜日（祝日及び年末年始を除きます）

9：00～17：15

注 電話番号をお間違えのないようお願いします。

共済事業本部（代表） ☎03(3813)5321

共済業務課 （直通）	札幌ガーデンパレス	☎011(222)6234
	仙台ガーデンパレス	☎022(299)6231
	名古屋ガーデンパレス	☎052(957)1388
	大阪ガーデンパレス	☎06(6393)9701
	広島ガーデンパレス	☎082(262)1134
	福岡ガーデンパレス	☎092(752)0651

**共済
業務****共済事業本部**

〒113-8441

東京都文京区湯島1-7-5

☎03(3813)5321(代表)

電話照会の際は、学校記号番号、加入者等記号・番号が確認できるものをお手元にご用意ください。

年末調整用証明書の送付**●積立共済年金加入者**

令和8年10月下旬までに、生命保険料控除のための証明書（個人年金保険料・一般の生命保険料）を積立共済年金加入者の届け出住所宛てに送付します。

なお、8年10月1日付け新規加入者は初回掛金振替後の10月下旬以降順次送付します。

●共済定期保険加入者

10月中旬以降に、生命保険料控除のための証明書を共済定期保険加入者の届け出住所宛てに送付します。

●住宅貸付借受人

7年12月までに住宅貸付の借り入れをした人の「住宅借入金等特別控除」にかかる8年分「残高証明書」を、10月中旬に学校法人等宛てに送付します。

注 8年中に住宅貸付を受けた人及び残高証明書交付後、借入金年末残高等に異動が生じた人にかかる確定申告用の「残高証明書」は、9年1月中旬に学校法人等宛てに送付します。

【福祉部 貯金・貸付課】

●任意継続加入者

8年10月中旬までに任意継続掛金の納付が確認できた人には、10月下旬に「令和8年分任意継続掛金納付証明書」を任意継続加入者の届け出住所宛てに送付します。

【業務部 掛金課】

令和8年熊本地震にかかる共済事務の取り扱い（ホームページに最新情報を掲載）

この度の令和8年熊本地震により被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

共済事務の取扱いは私学共済ホームページ【お知らせ▶災害対応（共済業務）▶令和8年熊本地震への対応（共済業務）】で随時ご案内しますので、最新情報をご確認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

【広報相談センター 広報班】

HIS専用サイトの変更

令和8年9月3日（木）よりHISのパック旅行割引専用サイトが変更になりました。詳細は私学共済ホームページ【私学共済事業のご案内▶お知らせ】をご覧ください。

【福祉部 保健課】

**積立貯金後期申し込み締め切り
及び残高通知書等の送付**

●積立貯金の後期加入申し込みの締め切りは**10月23日（金）**（私学事業団必着）です。加入・変更・中断の復活を希望する場合は早めに申し込んでください。

●「積立貯金決算明細書」は9月下旬から10月上旬に、貯金者にかかる「積立貯金残高通知書」は10月下旬に、学校法人等宛てに送付します。「積立貯金残高通知書」は加入者に配付してください。

【福祉部 貯金・貸付課】

貸付けの申込締め切り日に注意してください

令和8年11月24日（火）送金分は8年10月30日（金）が申込締め切り日となります。

締め切り日（毎月15日及び月末）が土・日曜日又は祝日（振休）のときは繰り上がりますので注意してください。

また、提出書類が不備の場合、返送となり、希望する送金日の審査ができないことがあります。

締め切り日に余裕をもって提出してください。

【福祉部 貯金・貸付課】

10月の共済業務スケジュール

2日(金)	貸付 送金
6日(火)	貸付 9月分定期償還期限
9日(金)	貯金 払込期限（必着）
15日(木)	貸付 11月2日送金申し込み・任意償還申出締め切り
20日(火)	貯金 送金
22日(木)	貸付 送金
23日(金)	貯金 後期加入申し込み・払戻・解約請求締め切り 積立共済年金 脱退申出等締め切り
28日(水)	掛金等 9月調定口座振替（自振校のみ） 貸付 10月分定期償還口座振替（自振校のみ）
30日(金)	貸付 11月24日送金申し込み締め切り

11月の共済業務スケジュール

2日(月)	貸付 送金 掛金等 9月調定納期限
6日(金)	貸付 10月分定期償還期限
10日(火)	貯金 払込期限（必着）
13日(金)	貸付 12月2日送金申し込み・任意償還申出締め切り

INFORMATION

日本私立学校振興・共済事業団職員募集

私学事業団では、令和9年4月採用職員の募集を行います。

職員採用試験要項等は、私学事業団ホームページ〔採用・募集情報〕に掲載していますのでご確認ください。

【総務部 人事課】 ☎03(3230)7884 / 03(3513)9518

採用・募集情報



助成業務

私学振興事業本部

〒102-8145

東京都千代田区富士見1-10-12

☎03(3230)1321(代表)

経営支援

令和8年度 私学経営情報センターが行うサービスのご案内

学校法人が行う経営改善の取り組みへの支援及び情報の収集・提供を行っています。経営相談、財務分析、会計処理、講師派遣など幅広いサービスを行っていますのでご利用ください。

●主なサービスの内容

・会計処理等の相談

会計処理や実務上の取り扱い等の質問にお答えしています。

・財務分析等のデータ提供

①大学法人から小学校法人が直接、データや分析資料等を出力・閲覧できるシステム（私学情報提供システム）を提供しています。

注 ご利用には、私学事業団が発行する電子認証が必要です。

②学校法人からの依頼に応じて資料を作成・提供しています。

・各種セミナーの開催

学校経営等に関するセミナーを開催しています。

・学校法人等が主催する研修会への講師派遣

本センターの職員を講師として派遣しています。

・経営相談

学校法人の抱える経営上の問題点について現状分析、問題点の把握、考えられる対応策を整理してアドバイスをしています。

詳細は、私学事業団ホームページ〔助成業務のご案内〕
▶経営支援・情報提供〕をご覧ください。

【私学経営情報センター 私学情報室】

☎03(3230)7846～7848(会計相談)

7838(データ提供)

7849・7850(セミナー)

7839(講師派遣)

✉center@shigaku.go.jp

【私学経営情報センター 経営支援室】

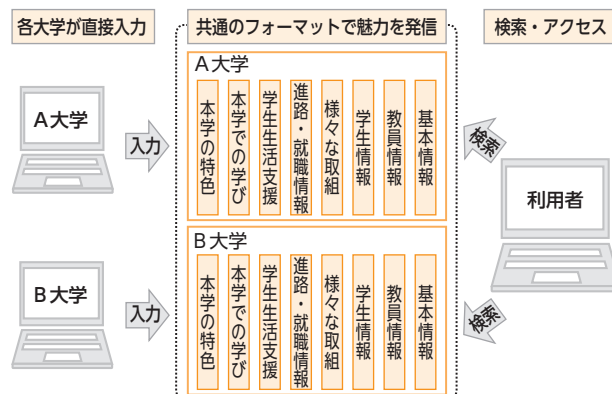
☎03(3230)7829(経営相談)

✉shien@shigaku.go.jp

経営支援

高校生のキャリア教育や進路選択支援に「大学ポートレート」をご活用ください

「大学ポートレート」とは、大学・短期大学（以下「大学等」といいます）の多様な教育活動等の状況を、大学等進学希望者をはじめ広く社会一般にわかりやすく発信する場として作られた国公私共通のウェブサイトです。現在、全国の9割を超える国公立大学等が「大学ポートレート」に参加しています。



「大学ポートレート」には、私立大学等の情報を閲覧することができる「大学ポートレート（私学版）」があり、入学者の受け入れ方針、学生数、学費、所在地などの基本情報のほか、各大学等の特色や魅力などがわかる教育情報を「キャリア教育」や「就職支援」、「学費負担の軽減」など59種類の「取り組み」に分類して掲載しています。

さらに、「ニュース新着情報」や「イベント・公開講座」の項目があり、入試情報やオープンキャンパスなどのイベント情報も見ることができます。

また、特定の大学等を抽出するために、学校名や学校所在地の他、興味のあるキーワードや学問領域、取得可能な資格等から検索できる機能もあります。

公表される情報は、大学等が自ら入力した信頼できる情報です。各学校の特色ある学びや魅力ある取り組みを知ることにより、偏差値や知名度に頼らない学校選びができるようになっていきますので、キャリア教育や進路選択支援のツールとして、「大学ポートレート」をぜひご活用ください。

大学ポートレート <https://portraits.niad.ac.jp/>

大学ポートレート（私学版）<https://up-j.shigaku.go.jp/>

又は下記二次元コードを参照

【私学経営情報センター 私学情報室】

☎03(3230)7852・7853

✉portrait@shigaku.go.jp



宿泊施設のご案内

私学事業団では、全国16か所の宿泊施設を運営しております。
詳しくはホームページを確認してください。
<https://www.pmac.shigaku.go.jp/annai/fukushi/yado/index.html>



大阪カーテンパレス

〒532-0004 大阪市淀川区西宮原1-3-35 ☎06(6396)6211(代表)
JR「新大阪」駅(北口)から徒歩10分。大阪メトロ御堂筋線「新大阪」駅②号出入口階段を経由して高架下から無料シャトルバス(始発7:05～最終23:05)で3分 <https://www.hotelgp-osaka.com/>

年末年始プラン(1泊2食)

毎年恒例の年末年始限定の2食付きの宿泊プランです。
特典として、ホテル向かいの「天然温泉 ひなたの湯」の入浴券をプレゼントします。

2名1室／1名様 18,800円～

取扱期間:令和8年12月31日～9年1月3日

販売期間:令和8年12月29日まで

注 別途、宿泊税がかかります。



夕食イメージ

鎌倉 あじさい荘

〒248-0021 神奈川県鎌倉市坂ノ下25-4 ☎0467(22)3506

JR「鎌倉」駅から江ノ島電鉄「長谷」駅下車、徒歩8分

あじさいプラン(1泊2食)

鎌倉の秋は10月の菊から始まり、11月には紅葉の季節を迎えます。
息をのむほど美しい紅葉が彩る鎌倉を、お部屋から眺める由比ヶ浜とともにぜひお楽しみください。

2名1室／1名様 11,500円～

取扱期間:通年(年末年始・夏期を除きます)

注 1名1室で利用の場合は1,500円の割り増しになります。



由比ヶ浜を臨む客室

融資事業のご案内

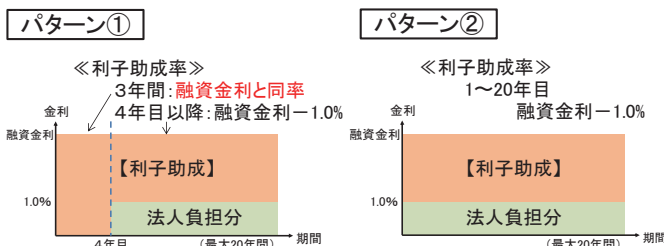
詳しくは私学事業団ホームページをご覧ください。
https://www.shigaku.go.jp/s_yushi_menu.htm



校舎や園舎、体育館など耐震化はお済みですか？

旧耐震基準で建設された校舎・園舎の建て替え事業(耐震改築)や、防災(耐震)機能強化の補助金対象となった改修事業(耐震改修)、及び指定避難所施設等の整備事業に、私学事業団の融資をご利用いただくと、一定の要件を満たした場合、**国の利子助成**が受けられます。利子助成は二つのパターンがあります。

【イメージ図】



- 事業を行う学校の種類や事業内容等により、利子助成の対象になるか、またどちらのパターンになるかが決まります。
- 融資金利が1.0%以下の場合、パターン①の4年目以降、パターン②の全借入期間の利子助成は行われません。
- 利子助成率の上限は大学等2.1%、高校・幼稚園等1.6%、専門学校・各種学校は0.5%です。

耐震化以外の校舎、園舎などの建築や土地の購入、機器備品の購入なども融資の対象となります。施設設備の整備計画の際にぜひ事業団資金の活用をご検討ください。

■ 主な事業と融資金利(令和8年9月現在)

主な事業内容	返済期間(据置年数含む)			
	30年以内	20年以内	10年以内	6年以内
校(園)舎などの建築・用地取得	年% 4.00	年% 3.50	年% 2.80	年% 2.50
寄宿舎などの建築・用地取得	4.10	3.60	2.90	—
園バスや備品などの購入	—	—	2.80	(5.5年以内) 2.30

- 返済期間が30年以内(21年以上)の融資は、原則として融資契約額が10億円以上の場合にご利用いただけます。
- 金利は毎月見直しています。なお、金利は融資契約時点の金利が適用され、償還完了までの固定金利となります。

問い合わせ先(私学振興事業本部)

融資部融資課 ☎03(3230)7862～7864、7866～7868
✉ yushi@shigaku.go.jp